

●香川県選挙管理委員会告示第16号

令和7年7月20日執行の参議院香川県選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

令和7年7月3日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選 挙 長		選 挙 長 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
高松市	藤本 邦人	高松市	中村 将